

農林業振興課から補助事業のお知らせ

森林作業機械購入補助事業

森林整備および里山林の保全管理のため、森林環境譲与税を活用して、森林作業機械の購入を補助するための事業です。

補助対象者

吉野川市内に住所を有する個人または法人

1. 森林法で定められた森林を市内に所有する者
2. 森林法で定める市内に在する森林について、伐採の権原を有する森林管理を実施する団体

補助対象経費

森林の整備および里山林の保全管理に必要とされる機械の購入に必要な経費で、機械は新品の物で1台まで

※対象機械はチェーンソー、チップパーなどの森林作業機械

※補助金額は購入価格の2分の1で、上限は25万円

申請に必要なもの

1. 補助対象費用の見積書の写し
2. 機械の仕様などが確認できる書類またはカタログの写し
3. 所有している森林の位置図および森林を所有していることが確認できる書類

詳しい申し込み方法などは、市ホームページを確認するか農林業振興課へお問い合わせください。



問い合わせ 農林業振興課 ☎ 22-2228 FAX 22-2237

間伐・造林促進事業補助

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、森林環境譲与税を活用して、山林の所有者が実施する間伐・造林に要する費用の一部を補助するための制度です。

補助対象事業

間伐を実施し間伐材を搬出し、造林を実施する事業を行い、森林整備に係る国庫補助事業として採択されている事業

補助対象者

1. 吉野川市内に山林を所有する個人
2. 1. に定める者から委任された業者および団体

補助対象経費

事業の種類	補助率
間伐実施事業 (切捨間伐)	1ヘクタール当たりの標準単価の10%以内
間伐材利用促進事業 (搬出間伐)	1ヘクタール当たりの標準単価の25%以内
造林事業	1ヘクタール当たりの標準単価の10%以内

※造林事業については、植え付け事業のみが対象となります。

※標準単価については、国庫補助事業の標準単価を基準としております。

申請に必要なもの

1. 事業を実施する場所の位置図
2. 事業を実施する場所の写真
(事業を実施する前のもの)
3. 山林を所有していることが確認できる書類
4. 申請者と土地所有者が異なる場合は、委任状などの書類

令和7年度 奨学金貸与事前申請の受付

本市では、来年度進学を予定している高校生の方が、安心して勉学に励むことができるよう、奨学金貸与申請の事前受付を行います。審査により認められると、「吉野川市奨学生採用候補者」となります(進路決定後に、正式な貸与決定の申請手続きが必要です)。

事前申請を希望される方は、次のとおり申請手続きをしてください。

貸与要件

- ①経済的理由により、進学することが困難な方
- ②向学意欲が旺盛な方
- ③市内に2年以上住所を有する方の子(父・母ともにいない方は、本人が市内に住所を有すること)など

貸与月額

- 高等専門学校第4・5学年 2万円
- 国公立大学 2万円
- 私立大学 2万5千円

貸与金の償還

大学卒業の場合は15年以内高等専門学校卒業の場合は20年以内の均等償還
※貸与金は無利子です。

必要書類

- ①奨学金貸与事前申請書など
 - ②住民票の写し(世帯全員のもの:住民票謄本)
 - ③所得課税証明書(子どもを除く世帯全員分)
※所得課税証明手数料は無料(交付窓口で①奨学金貸与事前申請書の提示が必要)です。
 - ④在学証明書
- ※申請関係書類は学校教育課(東館3階)、または各支所(川島・山川・美郷)にあります。

申込期間 8月1日(休)～30日(金)

その他詳しくは問い合わせください。



問い合わせ 学校教育課
申し込み ☎ 22-2273 FAX 22-2270

国民健康保険 「限度額適用等認定証」の更新

国民健康保険加入中の方で、窓口負担が限度額までとなる「限度額適用等認定証」をお持ちの方は、有効期限が7月31日(休)までとなっています。引き続き認定証が必要な方は、更新の手続きを行ってください。

現在認定証をお持ちでない方も、該当要件を満たしていれば新規申請ができます。(70歳以上の方は申請不要の場合がありますので、事前に問い合わせください)

※マイナ保険証を利用すれば、「限度額適用等認定証」は不要となりますので、ぜひ利用してください。(直近12カ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方が、さらに入院時食事代の減額を受ける場合には申請が必要です)

該当要件 吉野川市国民健康保険に加入し、国民健康保険税の未納がない方

申請先

国保年金課(本館1階)、各支所(川島・山川・美郷)

申請に必要なもの

- ①来庁される方の身分証明書
(個人番号カードや運転免許証など)
- ②住民票上同一世帯以外の方が手続きする場合は、世帯主の押印がある委任状

問い合わせ 国保年金課
☎ 22-2213 FAX 22-2243

市道に張り出している樹木などの管理をお願いします

私有地から市道に張り出している樹木やその枝は、歩行者や通行車などの安全を阻害する恐れがあります。市では伐採することはできませんので、私有地の所有者、管理者において、適切に管理してください。

また、建設課では伐採した枝などの回収は行いませんので、もやせるごみとして、ごみ分別ガイドブックを参照の上、指定収集日に各地区のゴミ集積場へ搬出してください。

問い合わせ 建設課(市道の補修に関すること)
☎ 22-2251 FAX 22-2239
監理課(市道の管理に関すること)
☎ 22-2252 FAX 22-2239

消費者ひろば

〔定期購入トラブル防止のために最終確認画面の確認を〕

インターネットなどの通信販売で、商品が定期的に送られてくる「定期購入」に関するトラブルが多発しています。「定期購入だと知らなかった」、「解約の方法がわからなかった」、「解約を申し出たら期限を過ぎていたと言われた」、「初回の受取だけで解約を申し出たら初回の購入価格と通常価格の差額を請求された」などの相談が寄せられています。

このようなトラブルを防ぐために、注文確定の直前に示される最終確認画面で次の事項を必ず確認し、スクリーンショットなどで保存しましょう。

- * 定期購入が条件になっていないか? 定期購入の場合は、継続期間や購入回数が決められているか? 支払うことになる総額はいくらか?
- * 解約の具体的な方法は? 解約の時期(期限)などの条件は?

問い合わせ 市消費生活センター(市民生活課内)
消費者ホットライン ☎ 3611840
FAX 222245